

【 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 対 策 】 雇用調整助成金 申請・活用の手引き

パート②-3

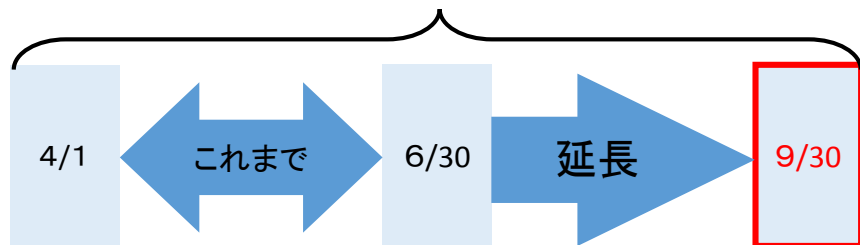
雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大等について
〔6月12日公表〕

2020年7月6日現在
経 団 連 労 働 政 策 本 部

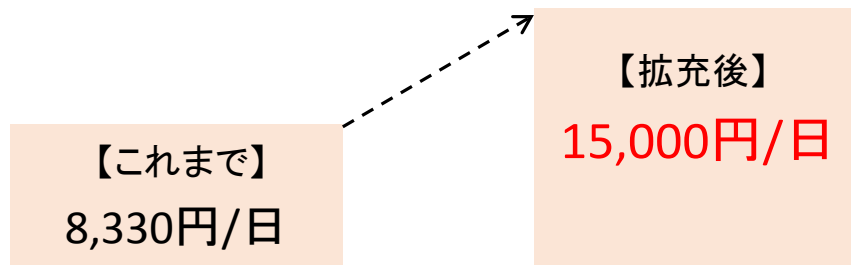
【A】雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大〔6月12日公表〕

【A①】緊急対応期間の延長

新たな緊急対応期間



【A②】雇用調整助成金の助成上限額の引き上げ (対象:大・中小企業)



【A③】解雇等を行わない企業への助成率の拡充(対象:中小企業)

◇休業および教育訓練に対する助成率を一律10/10に引き上げ

◇対象は、解雇等を行っていない中小企業

※【A②】【A③】ともに遡及適用がなされるため、一度申請した内容について【A②】【A③】により差額が生じる場合は、事業主による追加手続きは不要。ハローワークで追加支給分を計算し、後日差額分を支給。ただし、従業員に休業手当を一旦支払った後、遡って追加で休業手当の増額分を支給した場合は、増額分の追加支給のための手続きが必要。

【A④】出向要件の緩和

◇雇用調整助成金の支給対象である出向要件を「1か月以上1年以内」に緩和（これまでは「3か月以上1年以内」）

※上記に関する詳細は、以下のホームページをご覧ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/press1401_202005061030_00004.html

新型コロナウイルス感染症特例措置の概要

特例以外の場合の雇用調整助成金	【新型コロナウイルス感染症特例措置】 (4月1日から 9月30日まで)
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主【全業種】
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月5%以上低下
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象
助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)	助成率：4/5(中小) 2/3(大企業) ※ 解雇等を行わない場合： 10/10 (中小) 3/4(大企業)
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,330円	休業・教育訓練の助成額の上限額は 15,000円
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左+上記対象期間(別枠扱い)
短時間一斉休業のみ 休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)	短時間休業要件 緩和(一斉でなくても可) 休業規模要件：1/40(中小) 1/30(大企業)
残業相殺	残業相殺 停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額：1,200円	教育訓練の助成率：4/5(中小) 2/3(大企業) ※ 解雇等を行わない場合 10/10 (中小) 3/4(大企業) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件： 1か月以上 1年以内

※ **赤字部分**が今般の追加拡充箇所

※ 5月19日には、雇用調整助成金の手続きの大幅な簡素化も公表済。

参照URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/press1401_202005061030_00001.html

【B】新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の新設

手続等の詳細は
後日、公表予定

◇休業中に賃金(休業手当)を受けることができない労働者に対して、本人の申請に基づき休業前賃金の80%(上限あり)を休業実績に応じて支給

※ 雇調金を活用した雇用維持の対応が最優先であり、やむを得ない場合のセーフティーネットとして本休業支援金が新設されたことにご留意下さい

◇適用日:4月1日~9月30日

◇休業支援金を不正受給した場合には、最大3倍の返還命令や事業主名公表といった措置あり

